

# 3歳児健康診査における視覚検診支援事業 (子供家庭支援区市町村包括補助事業)

資料6

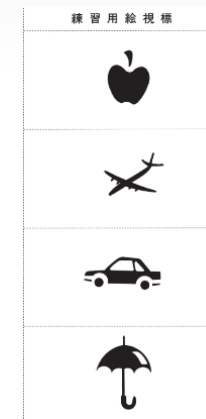
## 概要

- **3歳児健診**は、母子保健法に基づいて区市町村が行う健診（**義務**）であり、**視力検査等を実施**
- 乳幼児の視力異常については、早期に発見し、適切な治療を行うことで回復が見込まれる
- 3歳児健診の視力検査について、**国の基準ではランドルト環**を用いて実施することとされているが、**都内では大多数が絵視標を用いて実施**

【都】昭和62年 専門委員会を設置し、視力検査の検診方法等を検討（絵視標を採用）  
平成元年 「三歳児視力検診の手引」を作成し、国に先駆け都内で視力検査を開始  
【国】平成3年 全国で3歳児の視力検査を開始  
平成10年 厚生省児童家庭局長通知により、ランドルト環による検査を推奨



【ランドルト環】



【絵視標】

- また、健診の精度を上げるためには、**視能訓練士\*の参加が重要**（日本眼科医会の3歳児健診における検査マニュアル）  
\*視能訓練士とは…小児の弱視や斜視の視能矯正や視機能の検査を行う国家資格を持つ専門技術職
- **視力検査を適切に行い、早期に異常を発見し治療につなげるためには、ランドルト環の使用や視能訓練士による実施が重要**

## 令和8年度の取組

令和8年度予算額 6,194,000千円（子供家庭支援区市町村包括補助事業）の内数

3歳児健診における視力検査において、**視能訓練士を配置した場合に係る費用を補助（区市町村補助）**

【補助単価】 14,500円／日額      【補助率】 1/2

【補助要件】 ランドルト環による視力検査の実施に努めること（令和8年度から2年以内の移行）

